

春日市議会 近未来21・翔春会・春風会合同

会派行政視察

期 日：平成26年2月4日～5日（1泊2日）

視 察 先：福島県郡山市議会（政務活動費について）

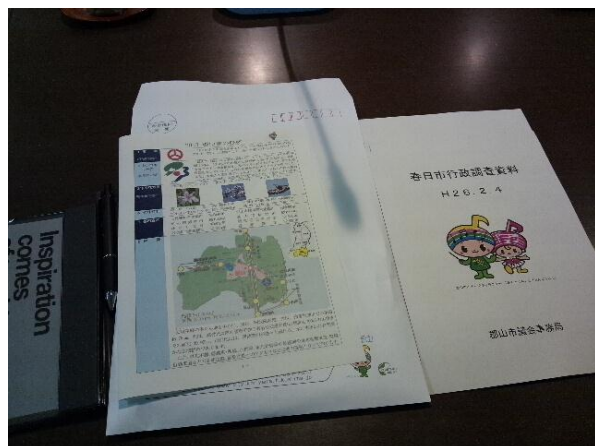
栃木県宇都宮市議会（政務活動費について）

視察行程：別紙参照

1. 福島県郡山市議会「政務活動費について」



郡山市において政務活動費（平成25年までは政務調査費）は昭和61年の制定以来数度の変遷を経て現在に至っている。最も支給額の大きかったのは平成7年から20年度までの月額13万円であった。またそれまでは使用基準については、充当できる使途を「調査研究に要する経費」とし、出来ない物を「交際費的経費、党費その他、政党活動に関する経費、その他適当でないと認める経費」とすると言う、極めて大枠での括りであったように思われる。この後、平成20年にこれらの基準をさらに厳格にした「政務調査費の手引き」を作成し、また平成23年に政務調査費審議会において近年の社会経済情勢を鑑み市の執行実績や他の中核市の水準等を検討し、支給額を月10万円に引き下げ、24年度に名称を地方自治法の一部改正に伴い「政務活動費」と変更している。^{*1}支払いは、原則あくまで会派に対して行うものとしている。^{*2}また、政務活動費への名称の変更に伴い「政務活動費を充てることができる経費」の条例化も行っている。現在条例により政務活動費を充てることが出来る経費の範囲は以下の通りである。



区 分		内 容
1	調査研究費	市の事務、地方行財政に関する調査研究及びその委託費用
2	研修費	研修会を開催する為、団体の研修会に参加する経費
3	広報費	住民に対する報告に要する費用
4	広聴費	市民の要望、意見の聴取、相談等に要する費用
5	要請・陳情活動費	要請並びに陳情活動を行うための経費
6	会議費	各種会議へ参加するための経費
7	資料作成費	活動に必要な資料の作成に要する経費
8	資料購入費	必要な図書、資料等の購入に要する経費
9	人件費	活動を補助する職員を雇用する経費
10	事務所費	必要な事務所の設置及び管理に要する費用
11	通信運搬燃料費	活動に付随する通信自動車燃料に要する費用

これらの個別の使用制限等については全70頁も及ぶ「郡山市政務活動費の手引き」に詳細に記載されている。これらについて議会事務局の政務活動費担当より詳しい説明を受け我々からの質問にもお答えを頂いた。



郡山市の政務活動費の大きな特徴としては、やはり政務活動費の支給対象が個人ではなく「会派」となっていることが挙げられるであろう。^{※3}これは多くの自治体を取り入れている制度であり、やはり理由としては、個人に支給するよりも会派に支給することによって「政務」の意味合いを明確にするという事になるのであろう。この事

については後の「総括」において所見を述べるが、確かに一見もっともな理由であると思われるが大いなる矛盾も孕んでいる。実際、この郡山市においても会派に対して支給するとしながら「一人会派」を認めているし、それに対する支給も当然行われている。この点に関しては質問すること自体が若干意地悪な感じもしたが、やはり制度上の大いなる矛盾について職員も明快な解答は持ち合わせていないようであった。しかし、そうであっても使用意図として「個人」に資すると判断されかねない物を拒絶している姿勢は明確に伺える。会議等であっても「飲食等を供する物」はすべて除外してあるし、個人会派が制作する広報誌であっても個人の見解は控えると言う建前を取ってあるようである。また詳しい仕様等を定める手引きを作成する際にも、市民や自治会長までも加わった審議会でその内容を決定した点には注目すべきであろう。この一点からしても、常に「市民の目」を意識し、その感性の中で公金としての政務活動費の

使用が世間の目に適うか否かが根本的な使用の基準になっているという面は否定できない。間違いなく現在の社会情勢を鑑みれば賢明な手法であるとは思いますが、政治活動の本質を考えた際に、そこまで世間に靡くべきか、は本来もっと本質的な議論として行われても良いのかも知れない。使用基準が厳格であるが故に、通常の業務にあってもそのチェックや判例的な見解としての助言を行う議会事務局職員の知識や判断力、また議会との力関係を考えると大変なご苦労があるであろうことが容易に推察される。常に議員からの「これは良いだろう」に対して「これはちょっと困ります」と言ったやり取りが繰り返されている姿は想像に容易い。しかしこの判断基準も先ほど言ったように今現在の「市民の目」のみに傾注し過ぎるべきではない。この微妙なバランスこそが非常に難しいであろう。細かな部分としては多くの疑問も※⁴確かにあったが、これはこういった制度を抱える全ての議会が抱える話で郡山独自の問題では決してない。制度自体が持つ現代的な、且つ根源的な問題であると思われる。むしろそういった問題にも逐一答をご用意して頂けている姿勢に、この事務局が常に真剣にこの議題に取り組んでおられる姿勢が伝わってくるようであった。ご丁寧且つ貴重な御教授に心から御礼申し上げます。



※1…春日市においてもそれまで政務調査費であったものを平成25年3月議会におい

て「政務活動費」と改め、使用用途についても条例化なされている。

※2…春日市においても同様に、政務活動費の支給はあくまで「会派」においてなされており、会派の人数によって支払額を変えるものとしている。尚、当市では一人会派は認められておらず、会派に属しない者に対しては現行政務活動費の支給は行われていない。

※3…やはりもっとも危惧されるのが個人に対して支給した場合、政務活動と言う名の個人の収入、県議会議員や国会議員が現在非難の対象とされているような、所謂「第二の給料」と言う誹りを受ける事に対する予防策であろうと思われる。会派において使用されるのであれば少なくとも「個人の収入」と言う見方が軽減するであろうことは容易に想像できる。但し、一人会派に対する支給も認めているのであれば、会派は即ち個人である。と言うよりも抑々「一人会派」と言う名称自体が文法的に破綻している。そういった矛盾が制度全体のほころびに繋がりはしないか危惧される場所である。

※4…様々な運用上の解釈においての疑問点はあるのであるが、その根源はやはり先程も指摘した「一人会派」への支給に対するものが大半である。「会派」の広報のみが認められている現状にあって、

「一人会派」の場合の広報誌は即ち個人の意見ではないのか、問うた問題は永久について回るであろう。また、郡山市の場合、個人活動と会派活動との境が付き難いものに関しては通信費(電話代など)や自動車の燃料費を按分して計上する事となっているが、これもその気になれば突込み所満載と言う感がしなくもない。また、資料購入に関しても「一般的な教養に関するものは対象としない」と謳いつつも、一方で個人自宅に購入する新聞を認めると言う寛容さも見受けられる。様々な場面で多種多様な活動を求められる政務活動の使用範囲を明文化する事の難しさと言うより虚しさを感じずにはいられない。

2. 栃木県宇都宮市議会「政務活動費について」

宇都宮市においても平成13年に政務調査費として交付対象を「会派」とし、一人当たり15万円の支給がなされていたが、平成19年に「社会情勢等を鑑み」一人当たり月3万円の減額を行い、平成25年の地方自治法の一部改正に伴い、名称を「政務活動費」と改め、支給金額の見直しも行い現在会派に、一人当たり月10万円を支給されている。しかし、こちらも郡山市同様に「一人会派」が認められており、全ての議員に支給がなされている。



使途基準についてはそれまで曖昧であったものを厳格な運用を図るべく、金額の見直しを行った平成19年に議長の諮問機関である「議会制度検討会議」を立ち上げその中で検討を行い、市民にわかりにくいもの(電話料や自動車燃料



代、自宅用の新聞やパソコン等備品、議員控室以外の事務所の経費、海外調査旅行など)を充当しない事とした上で、新たに「科目別充当指針」を定め充当の可、不可を明示している。加えて「政務調査費取り扱いマニュアル」も作成し[※]
⁵統一的な運用を行うようにされている。現状例によって充当されるとしているものは以下の通りである。

科 目	内 容
研究研修費	会場費、講師謝礼、出席者負担金、会費、旅費等
調査活動費	旅費等
資料作成費	印刷製本費、翻訳料等
資料購入費	図書購入費、資料購入費
広報広聴費	広報誌・報告書等印刷費、送料、会場費、茶菓子代等
人 件 費	賃金、交通費等
事 務 費	消耗品費、事務機器購入費、リース代、通信費、維持管理費等
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

宇都宮市の大きな特徴は、郡山市のそれよりも更に「市民に解り易い」運用を心掛けていていると言う点が挙げられる。根拠が明確でないと危惧される通信費や燃料代と言ったものについて検討会議の席において「充当しない」と言う事が決定なされている。自宅での新聞代も同様である。ある意味そういった解釈上運用が曖昧なものについては端から誤解を避ける意味においてこれを除外してあるとみるべきであろう。しかしながら、当然のように「一人会派」への支給



必死に質問する榊議員

の根源的な問題は残る。当然のように「一人会派」が発行する広報誌が即ち個人の見解ではないのかと言う点は払拭できない。また、郡山市と違い、事務費に関して「リース」を推奨すると言った文言が無いので、会派消滅の際に購入した備品等をどのように扱うのか、と言う点についても未だ実例が無いだけに答が出ていない状態であった。また、「政務活動費を充当できない経費の明示」と

してマニュアルに定めてある点は興味深い。「交際的な経費」や「福利厚生に関する経費」をその実例として明確に謳ってある点は実に明快である。しかしその後続く「選挙活動に関する経費」「政党活動に関する経費」「その他議員個人の活動に関する経費」と示してある分については、心情としては十分に理解できるが若干首を傾げるものだ。なんとなれば、議員の其々の活動は、広い意味で観ればそれが選挙に繋がっていないとは決して言えないであろう点を挙げる事が出来る。これについては総括で述べる。また、「政党活動に関する」ものを認めないとあるが、これも会派の名称が即ち政党の名称である場合、広報誌は広義で言うところの「政党活動」に当たるのではないかと言う問題もあろう。^{※6}加えて、郡山市と同様に「一人会派」と言う、言葉として既に矛盾と言うよりも破綻した解釈の中で「議員個人の活動の経費」を認めないと言うのも

文言としては齟齬を感じずにはいられない。「会派」に支給する事で少なくとも議員個人の「第二の給料」と言った誹りを受けないようにするところが出発点である事は十分に理解するが、であるならば「一人会派」を少なくとも認とめるべきではない。大いなる矛盾の出発点となってしまう。当然、それはそれで議員活動に大いなる制約を付ける新たな問題を発生するものである事は理解された上での苦肉の措置ではあろう。この点についても議会事務局としては非常に頭の痛い所であろうし、常に判例等引き合いに出せる様に準備をしておく必要があり気を抜けない日々であろう。しかしながら、この政務活動費の運用指針については議員だけで構成される「検討会議」において検討、決定されているのである以上いつでも制度の変更も可能であろう。ある意味で時代に合わせた柔軟性こそが、この制度の運用において最も重要視されるものであるとするならば、この姿勢は見習うべきであろう。大変興味深い御話をお聞かせいただいた。



※5…現在は名称等条例の変更に伴い「政務活動費取扱いマニュアル(改訂版)」となっている。

※6…事務局の説明では内容があくまでも「市議会」の議会の報告になっていればこれを認めるとしていたが、本文中にも述べた通り、仮に紙面の半分を「会派名」即ち「〇〇党宇都宮市議団」とした場合、受け手によっては十分に「政党誌」と思われても仕方がないであろう。となれば、例えば私の場合一人で「榊春日会」と言う会派名を使用すれば「榊報」も認めるべきだと言う論法も十分に成り立つしこれを制止できないであろう。要は受け手の心情によって変わり得る可能性の有るものを明文化する際の尋常でない難しさが如実に表れていると言える。

【総括として】

今回両中核市の政務活動費の状況を拝見させて頂く中で、両市が一番重きを置いている点は、本文中でも何度も触れたが政務活動費が議員にとっての「第二の給与」であるとか「第二の報酬」と言った非難を避けるという点である事は容易に伺える。間違いなく、議員個人にではなく会派に支出する事で個人の物ではないと言う印象を与える事は切るであろう。しかし、これも何度も触れ

てきた問題点であるが、「一人会派」への支給を認める時点でこの制度は大きな綻びを見せる。如何に「会派」を名乗っていようが実情が一人と言う個人である以上、そこで使われる経費は全て個人の物ではないかと言う指摘から逃れる術はないであろう。報告会を開いてもそこで語られるのはあくまでも個人の意見にしか成り得ないであろう。会派への支給が個人へのそれを阻止するのが目的であり、そこに意義を見出そうとするならば「一人会派」への支給は行うべきではない。だが、そうなれば当然、政務活動費の支給目的云々以前の大問題が発生する。会派性などと言うもの自体が其々の議会において便宜上設置されている制度にしか過ぎないのに、それよりはるか上位規定である議員の平等で自由な政治活動に、制約を付けることになってしまうのだ。議員は何も「比例代表制」の様な、会派への投票で選ばれるわけではない。個々人の、其々の名前で選出されるのだ。これに対して「誰某は会派を組んでいないから政務活動費は支給されない」と言うのは立法趣旨からも大きく逸脱していると言わざるを得ない。ここは確かに大いなるジレンマであろうと思われる。しかしながら、これは今回内容を見学させて頂いた二市に限らず多くの自治体に見られる姿勢であろうと思われるが、制度の運営にあたって余りにも過度に「市民の目」を警戒しすぎてはいないだろうかと言う点が何よりも気にかかるところである。

確かに、ある一定の思想のもとに行動する市民団体の目は行政に対して非常に厳しいし、マスコミもそれに追随するのか煽り立てているのか大変厳しい目で行政の監視を行っているし、特に税金の使い道と言う事では慎重の上にも慎重に行うべきであると言う点で異論はない。しかし、ならば問うが彼らは正にさまざまな政治活



意見交換に余念のない榊議員

動の形があると言う事を理解されているのかと言う問題はある。間違いなく彼らの言う理想の形はあろう。しかし決してそれは絶対ではない。むしろ彼らの言うところの議員としての活動を突き詰めれば、報酬などは一切受け取らず、したがって政務活動もする必要が無い、税金を一切使わないボランティアの議員こそが最も社会の理想と言う事になりかねない。これは明確に私の考えとは一としないし敢えて暴論であると言わせて頂きたい。否定はしないが絶対に相容れない考え方だ。この両者が「政務活動費の適正な使用基準は」と言う問いに対して同じ解釈を導き出せるはずもない。であるならば、その用途や使用基

準は其々の議員の良識に任せるのが最も相応しいのではないだろうか。実際に、右翼系と言われる方が集会に参加すれば「不適切」と言われ、左翼系の集会であれば「市民活動だ」と言うおかしい解釈は実際に存在する。当然一定の、最低限の基準はあっても、要は解釈する側の気分であるのは紛れもない事実である以上、また、其々の信じる信念において政治活動は行われるべきであるという大原則を鑑みても、政務活動費は個人に支給し、個人の判断で使用すべきだと言うのが私の究極の解釈である。その使用がおかしいと思われるのであれば、その個人がそれをおかしいと言うものの矢面に立てばいい話だし、それを説明できない様な使い方ならするべきではない。個人の名前を書いて頂いて、市民の負託を受けて政治家になった以上その踏み絵は自らに課せばいい話ではないだろうか。再度言うが「市民感覚」や「市民目線」は常に持っている必要があるし、それを忘れるようなら議員などしている価値も無いが、だからと言って全てがそれに当て嵌められるわけも無い。市民は絶対に議員としての政治活動などする必要がない以上、それがどんなものかは知る由もない。その事の重要性は丁寧に市民に説明していく義務もあるだろう。そういった意味からも議員は其々が責任を持って、其々が信じる政務活動を行うべきだ。そしてその事に対する審判を選挙で受けるべきではないだろうか。この事を忘れて政務活動費の議論をすれば、間違いなく議会の、憲法に規定された二代表制の、更に言えば民主主義の原則を見失う事になりかねない。この点は十分に留意すべきである。

実は当、春日市においては現在、両市において存在する「政務活動費の手引き」と言った類のものが存在しない。決まりがない訳ではない。現行、会派に対して一人当たり月額12,500円と言う給付の中では、今回の様な会派視察を行なえばすべて年間の政務活動費を使い切り他の使用用途が存在しないためである。当然、そうなれば個人的な蓄財の無いものは広報誌一つ発行するにもすべて自腹どころか借金をしてこれを行わなければならないことになる。当然、私財のあるものはこれを行なえる。これが正しい形であろうか。これは突き詰めれば報酬についても同じことが言えるのだ。私は明確に政務活動費を増やして頂きたいと考えている。それを以てしてもっと多くの市民に議会や議員の何たるかを報告したい。感情的な反感は当然だろう。両市を拝見させて頂いて、やはり多くの問題が内包されている事も改めて感じた。問題は色々あるだろうが、自らが何等恥じる事のない活動を続ける限り、この主張は今後も続けて行きたい。

大変勉強になった内容の濃い視察であった。御教授頂いた両市の関係者の方に心から感謝を申し上げる。

会派行政視察日程表

近未来21・翔春会・春風会 3会派合同視察行程表(案)

平成26年1月30日現在

【視察地】

福島県郡山市議会	議会事務局(分庁舎6階) TEL:024-924-2521	〒963-8601 福島県郡山市朝日1丁目23-7 ご担当: 土屋 様
栃木県宇都宮市議会	議会事務局(市役所3階) TEL:028-632-2612	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 ご担当: 小嶋(こばなわ) 様

月 日(曜)	行 程
2月4日(火)	午前8時10分: 福岡空港 集合 8:55発 10:25着 11:31発 11:47着 福岡空港 →→→ 羽田空港 羽田空港 国内線ターミナル +++++ 品川 (SKY 004便) (京急本線・空港線快特) 11:53発 12:02着 品川 +++++ 東京 12:00~13:00頃 (JR京浜東北・根岸線快速) (昼食) 13:08発 14:28着 東京 ++++++ 郡山 郡山市役所 (新幹線・やまびこ139号) ◎ 郡山市議会 視察 [15:00~16:30] 『 政務活動費について 』 ○ホテル リッチモンドホテル宇都宮駅前 TEL:028-610-8822 17:08発 17:37着 郡山 ++++++ 宇都宮 ホテル (新幹線・やまびこ62号) (徒歩)
2月5日(水)	9:20着 午前9時10分: ホテルロビー 集合 宇都宮市役所 ◎ 宇都宮市議会 視察 [9:30~11:00] 『 政務活動費について 』 宇都宮市役所 (昼食など) 羽田空港 18:35発 20:35着 羽田空港 →→→ 福岡空港 (SKY 025便)

春日市行政調査資料

H 2 6 . 2 . 4



郡山市イメージキャラクター 「がくとくん」と「おんぶちゃん」

郡山市議会事務局

郡山市政務活動費について

I 郡山市政務活動費（政務調査費）の歴史的経過

年月日	交付対象	交付金額 (一人当たり)	根拠法令	使途基準等
S61.4.1	郡山市政調査会 (会長＝議長) 調査会に部会を 設け、部会ごと に交付。(部会は 事実上、会派)	月額 3 万円	郡山市議会行政調査 研究費の交付に関す る要綱 〔郡山市行政調査会 要綱〕 〔郡山市行政調査会 研究費の運用に関す る要綱〕	【充当できる使途】 →調査研究に要する経費。 【充当できない使途】 →交際費的経費、党費その 他、政党活動に関する経 費、その他適当でないと認 める経費。
S63.4.1		月額 5 万円		
H2.4.1		月額 7 万円		
H4.4.1		月額 9 万円		
H6.4.1		月額 10 万円		
H7.4.1		月額 13 万円		
H11.4.1	会派 (一人会派認め ず)	月額 13 万円	郡山市議会市政調査 研究費補助金交付要 綱 郡山市補助金等の交 付に関する規則	【充当できる使途】 →市政に関する調査研究 の目的を達するため。 【充当できない使途】 →慶弔的交際費、党費 その他政党活動に関する 経費、選挙活動に関する 経費、その他市政に関する 調査研究の目的に合致し ないと市長が認める経費。
H13.4.1	会派 (一人会派を認 める)	月額 13 万円	郡山市政務調査費の 交付に関する条例を 制定	「政務調査費内規」を作成
H15.8.27	会派 (一人会派を認 める)	月額 13 万円	郡山市政務調査費の 交付に関する条例	「政務調査費内規」の一部 改正
H15.9.26				
H15.12.16				
H16.3.24				
H16.5.25				
H17.4.22				
H18.12.25				
H20.3.31	会派 (一人会派を認 める)	月額 13 万円	郡山市政務調査費の 交付に関する条例	「政務調査費内規」の廃止
H20.4.1	会派 (一人会派を認 める)	月額 13 万円	郡山市政務調査費の 交付に関する条例	「政務調査費の手引き」を作 成 ※議会改革検討委員会 (H19.9.25 設置)

年月日	交付対象	交付金額 (一人当たり)	根拠法令	使途基準等
H23.4.1	会派 (一人会派を認める)	月額 10 万円	郡山市政務調査費の 交付に関する条例	政務調査費審議会において、 近年の社会経済情勢を鑑み、 本市の執行実績、他の中核市の 水準等を総合的に検討した結果、 月額を減額（条例改正）。
H25.4.1	会派 (一人会派を認める)	月額 10 万円	郡山市政務活動費の 交付に関する条例	・平成 24 年 9 月の地方自治法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に変更され、また、その使途目的の拡大に伴い、条例及び規則の改正を行った（施行日 H25.3.1）。 ・「郡山市政務活動費の手引き」を作成 ※政務活動費検討委員会（H24.11.14 設置）

※平成 16 年 6 月 1 日から報告書等閲覧開始（平成 15 年 10 月以降分を対象）

平成 21 年 6 月 30 日から報告書等縦覧開始

II 経理責任者会議の設置

1 設置根拠

郡山市政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）制定後の平成 13 年 9 月から、透明性の高い調査費の執行を目指し、各会派の経理責任者からなる「政務調査費経理責任者会議」（任意の会議）を開催し、協議を行っている。

平成 25 年度からは条例改正に伴い、名称が「政務活動費経理責任者会議」となる。

2 選出方法

初議会及び 2 年後の改選期に各派代表者会議又は各派会長会において選出方法を定める。

3 委員構成

- ・委員数 7 名（各会派から 1 名ずつ）
- ・任期 2 年

Ⅲ 政務調査費から政務活動費へ

1 政務活動費検討委員会の設置

平成24年9月の地方自治法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められるとともに、その使途目的が拡大され、これまでの「政務調査活動」に加え、政務調査活動以外の「その他の活動」への充当が可能となった。

新たな充当可能経費等についての検討にあたり、より広い意見を反映して市民への説明責任を果たせるよう、全7会派からの代表11名により組織した委員会を設置し、検討を行った。

検討委員会は、より透明性を高めるために会議を市民に公開することとし、開催後には検討要旨や会議録を市議会のウェブページで公開するなど、可能な限り情報を公開するよう配慮しながら検討を重ね、使途の範囲等について決定した。

2 政務活動費検討委員会の主な協議・活動内容

日 程		主な協議・活動内容
第1回	平成24年11月26日	・正副委員長の選出について ・政務活動費検討委員会の運営及び今後のスケジュールについて ・地方自治法の改正に伴う条例等の改正について
第2回	平成24年12月17日	・政務活動費の交付に関する条例について ・政務活動費の使途基準について ・今後のスケジュールについて
第3回	平成25年 1月10日	・政務活動費の交付に関する条例及び規則について ・政務活動費の使途基準について ・今後のスケジュールについて
第4回	平成25年 2月 1日	・政務活動費の交付に関する条例及び条例施行規則の改正案文について ・政務活動費の使途基準について ・政務活動費の運用に係る検討事項及び今後のスケジュールについて
(報告)	平成25年 2月13日	政務活動費検討委員会検討結果議長報告
第5回	平成25年 2月22日	・郡山市政務活動費の手引き(案)について ・本会議にて、「郡山市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を全会一致で原案可決

3 政務活動費検討委員会の検討結果

(1)「郡山市政務調査費の交付に関する条例」の改正

①名称の変更

「政務調査費」を「政務活動費」に変更する。

②改正の主な内容

- ・「政務活動費を充てることができる経費」の条例化（条例第5条）
→これまで規則で定められていた政務調査費の使途基準を条例で定める。
- ・使途区分の新設
→使途区分に「要請・陳情活動費」「会議費」等を新設
- ・透明性の確保
→議長が政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を規定

◆政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第5条）

区 分	内 容
1 調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
2 研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
4 広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
11 通信運搬・自動車燃料費	会派が行う活動に附随する必要な通信運搬及び自動車燃料に要する経費

(2)「政務調査費の手引き」の改正

「郡山市政務調査費の交付に関する条例」の改正に伴い、運用マニュアルである「政務調査費の手引き」の名称を「郡山市政務活動費の手引き」に改め、内容についても併せて改正を行った。

①「要請・陳情活動費」

要請及び陳情活動等先として、国・県等の公的機関を認めるが、政党及び国会・県会議員などの個人は認めない。

②「会議費」

会派が開催する各種会議に要する経費を認めるが、当分の間、他団体等が開催する会議等への参加については認めない。

(3) 施行

改正条例は平成25年2月22日に議決し、平成25年3月1日に施行した。

→経過措置により、改正条例及び「郡山市政務活動費の手引き」は、平成25年度交付分の政務活動費より適用

平成 26 年 2 月 5 日
宇都宮市議会事務局
総務課秘書管理グループ

宇都宮市議会政務活動費について

1 宇都宮市議会政務活動費の概要

- (1) 交付根拠:「宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例」
(平成 13 年 3 月 23 日 条例第 6 号)
- (2) 交付対象: 会派
- (3) 交付額: 1 人あたり 1 月 100,000 円
- (4) 交付手続: 上半期, 下半期の 2 回に分けて交付
- (5) 精算手続: 当該年度の終了後 1 月以内に収支報告書を提出し, 精算の上, 残金は市に戻入

2 宇都宮市議会政務活動費の見直し等に係る経過

宇都宮市議会における政務活動費については, 平成 13 年度の制度(条例) 制定以降, 社会情勢や財政事情等を踏まえ, 随時見直しをかけてきている。

(1) 制定～19 年度

ア 交付月額

- ・ 1 人あたり 150,000 円

イ 使途基準

- ・ 「宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程」を制定し, 使途基準の内容を規定するとともに, 交際・福利厚生・選挙活動・政党活動及び議員個人の活動の経費は, 使途基準に含めないものとしていた。

ウ 透明性の確保

- ・ 収支報告書を議長に提出することとしていた。
- ・ 会計帳簿, 領収書等の証拠書類及び実績報告書については会派が保存することとしていた。

エ 積極的な情報公開

- ・ 情報公開条例による手続きを経て, 収支報告書の閲覧もしくは写しの交付を実施していた。

(2) 平成 20 年度～21 年度

- 平成 19 年度 議会が抱える課題を調査検討し, 解決を図るための議長の諮問機関である「議会制度検討会議」において, 課題認識されていた事項の見直しを検討

ア 交付月額

- ・ 1 人あたり 120,000 円
※ 社会経済情勢及び他市状況を勘案して見直し(△30,000 円)

イ 使途基準

- ・ 厳格な運用を図り, 市民にわかりにくいもの(電話料金や自動車燃料代, 自宅用の新聞やパソコン等備品・消耗品, 議員控室以外の事務所の経費, 海外調査旅費など)には充当しないこととした。按分して充当することも不可とした。
- ・ 新たに「科目別充当指針」を定め, 充当を可とするもの, 不可のものを明示した。

- ・ より適正に、かつ統一的に運用できるよう「政務調査費取扱いマニュアル」(別添)を定めた。

ウ 透明性の確保

- ・ 議長に提出する収支報告書に領収書等の原本、収入支出記入簿、科目別明細書、実績報告書を添付することとした。

エ 積極的な情報公開

- ・ 収支報告書、収入支出記入簿、科目別明細書、実績報告書については、情報公開条例による手続きを経ることなく、閲覧できるよう規程を設けた。
- ・ 市議会のホームページで、各会派の科目別執行金額が明記された執行状況一覧を公開した。

(3) 平成22年度～

○平成21年度 「議会制度検討会議」において、課題認識されていた事項の見直しを検討

ア 交付月額

- ・ 1人あたり 100,000円
- ※ 見直し理由：本市の厳しい財政状況を踏まえて見直し(△20,000円)

イ 使途基準

- ・ 近県自治体での研究会、研修会等において、私有車を利用することが、会派において合理的であると判断した場合のみ、走行距離にキロ単位(25円/km)を乗じた旅費を支給することを可能とした。
- ・ 研究会、研修会等への参加費(会費)の充当額の上限を10,000円から30,000円へ増額した。

3 議会改革推進の中での検討(平成24年7月～)

様々な視点からの議会制度の見直し、議会改革が推進される中、「議会制度検討会議」において、改めて政務活動費制度についても検討が行われた。

(1) 平成24年度

- ・ 現行制度の総括を実施
 - ・ 使徒基準について各会派の意見調査を実施
- ⇒ 協議の結果、交付金額、使徒基準とも当面現行どおりとすることとした。
- ※ 地方自治法の改正への対応は、「政務調査費」から「政務活動費」への名称の変更、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の条例に定める等に伴う最小限の改正に止め、使徒基準等の変更は実施せず。

(2) 平成25年度

- ・ 「交付金額」、「使徒基準」、「透明性の確保・情報公開」について見直しを検討
- ⇒ 協議の結果、全て現行どおりとすることとした。

(参考)

平成24年度 宇都宮市議会政務調査費執行状況一覧

【単位:円】

区分	自由民主党 議員	うつのみや 維新の会	市民連合	公明党	うつのみや 改革フォーラム	議会改革 クラブ	みんなの党 宇都宮市議会	日本共産党	Forシングルの びじょん
収入額	15,500,593	12,100,398	8,400,423	7,200,509	3,600,153	3,600,114	3,100,260	2,400,083	500,021
支出額	14,607,282	12,018,551	8,302,042	3,666,311	3,535,560	3,086,568	1,565,939	2,399,993	488,228
研究研修費	1,088,830	1,442,440	166,600	0	453,390	1,971,825	233,780	183,320	96,800
調査活動費	4,045,655	5,010,825	2,204,100	2,075,540	270,870	462,010	324,645	121,470	0
資料作成費	0	2,625	0	0	12,500	25,550	0	11,210	0
資料購入費	286,574	52,566	98,346	408,844	187,748	337,349	39,396	48,695	64,578
広報広聴費	8,310,666	3,160,311	4,643,352	18,900	1,034,463	0	0	883,462	83,110
人件費	0	0	0	0	0	0	0	726,000	0
事務費	875,557	2,349,784	1,189,644	1,163,027	1,576,589	289,834	968,118	425,836	243,740
その他の経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
返還額	893,311	81,847	98,381	3,534,198	64,593	513,546	1,534,321	90	11,783

(注1)『Forシングルのびじょん』については、金派結成により11月からの交付分となります。